

令和元年6月6日提出

# 令和元年6月市議会定例会 議案参考資料

木 更 津 市

## 令和元年6月市議会定例会議案参考資料目録

議案番号	件名	頁
議案第55号	木更津市固定資産評価審査委員会委員の履歴事項	1
議案第56号	木更津市監査委員の履歴事項	2
議案第57号	人権擁護委員候補者の履歴事項	3
議案第58号	人権擁護委員候補者の履歴事項	5
議案第59号	手数料条例の新旧対照表	7
議案第60号	木更津市防災会議条例の新旧対照表	10
議案第61号	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表	11
議案第62号	木更津市情報基本条例の新旧対照表 木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例の新旧対照表 木更津市行政不服審査法施行条例の新旧対照表	12
議案第63号	木更津市税条例の新旧対照表 木更津市税条例等の一部を改正する条例の新旧対照表	15
議案第64号	木更津市国民健康保険税条例の新旧対照表	29
議案第65号	木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の新旧対照表	30
議案第66号	木更津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の新旧対照表	32

議案第 6 7 号	木更津市都市計画審議会条例の新旧対照表	3 3
議案第 6 8 号	木更津市火災予防条例の新旧対照表	3 4
議案第 6 9 号	木更津市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の新旧対照表	3 5
議案第 7 0 号	木更津市新火葬場整備運営事業者選定評価結果	3 6
議案第 7 1 号	認定する市道路線の位置図	3 8
議案第 7 2 号	千葉県市町村総合事務組合格約の新旧対照表	4 1

議案第55号 (木更津市固定資産評価審査委員会委員の選任)

履 歴 事 項

住 所

氏 名 加 藤 誠

生年月日

( 経 歴 )

( 活動実績 )

年度	出席を依頼した回数	出席回数	備考
28	1	1	
29	1	1	
30	1	1	

議案第56号 (木更津市監査委員の選任)

履 歴 事 項

住 所

氏 名 庄 司 基 晴

生年月日

( 経 歴 )

( 活動実績 )

年度	出席を依頼した回数	出席回数	備考
28	24	22	
29	22	13	
30	22	21	

議案第57号 (人権擁護委員候補者の推薦)

履 歴 事 項

住 所

氏 名 佐久間 克 美

生年月日

( 経 歴 )

( 活動実績 )

年度	出席を依頼した回数	出席回数	備考
28	7	7	人権相談4日・9件

29	10	10	人権相談5日・14件
30	12	12	人権相談5日・12件

議案第58号 (人権擁護委員候補者の推薦)

履 歴 事 項

住 所

氏 名 藤 森 けい子

生年月日

( 経 歴 )

( 活動実績 )

年度	出席を依頼した回数	出席回数	備考
28	9	9	人権相談6日・15件
29	5	5	人権相談3日・9件
30	5	5	人権相談4日・9件

新旧対照表

○議案第59号 手数料条例の一部を改正する条例

新			旧		
手数料条例 昭和31年3月27日 条例第2号			手数料条例 昭和31年3月27日 条例第2号		
別表第1（第2条）			別表第1（第2条）		
事務の種類	単位	金額	事務の種類	単位	金額
印鑑についての証明	1件につき	300円	印鑑についての証明	1件につき	300円
略		(木更津市	略		(木更津市
住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し（同法第6条第3項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製している場合にあつては、当該住民票に記録されている事項を記載した書類）及び同法第20条第1項に規定する戸籍の附票の写し（同法第16条第2項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票を調製している場合にあつては、当該戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類）についての証明		住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成23年木更津市条例第19号）第2条に規定する多機能端末機（以下「多機能端末機」という。）により交付する場合にあつては、 <u>100</u> 円)	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し（同法第6条第3項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製している場合にあつては、当該住民票に記録されている事項を記載した書類）及び同法第20条第1項に規定する戸籍の附票の写し（同法第16条第2項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票を調製している場合にあつては、当該戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類）についての証明		住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成23年木更津市条例第19号）第2条に規定する多機能端末機（以下「多機能端末機」という。）により交付する場合にあつては、 <u>200</u> 円)
略			略		
租税及び公課についての証明			租税及び公課についての証明		
略			略		
別表第2（第2条）			別表第2（第2条）		
事務の種類	手数料の名称	単位及び金額	事務の種類	手数料の名称	単位及び金額
略			略		
戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5	戸籍関係手数料	1通につき 450円（多機能端末機により交付する場合にあつて	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5	戸籍関係手数料	1通につき 450円（多機能端末機により交付する場合にあつて

項までの規定による戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項の規定に基づく磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付及び同法第126条の規定により戸籍に記載した事項に係る情報を提供する場合における戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付

略

は、200円)

項までの規定による戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項の規定に基づく磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付及び同法第126条の規定により戸籍に記載した事項に係る情報を提供する場合における戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付

略

は、300円)

別表第4 (第2条)

事務の種類	手数料の名称	単位及び金額
略	略	略
2 消防法第11条第1項前段の規定による危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査	(2) 危険物貯蔵所の設置の許可申請手数料	ア～エ 略  オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 危険物の貯蔵最大数量が (ア)・(イ) 略 (ウ) 10,000キロリットル以上50,000キロリッ

別表第4 (第2条)

事務の種類	手数料の名称	単位及び金額
略	略	略
2 消防法第11条第1項前段の規定による危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査	(2) 危険物貯蔵所の設置の許可申請手数料	ア～エ 略  オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 危険物の貯蔵最大数量が (ア)・(イ) 略 (ウ) 10,000キロリットル以上50,000キロリッ

		トル未満 <u>1,590,000</u> <u>円</u> (エ) 50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満 <u>1,950,000</u> <u>円</u> (オ) 100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満 <u>2,270,000</u> <u>円</u> (カ)～(ク) 略 カ～シ 略
	略	略
略		

		トル未満 <u>1,580,000</u> <u>円</u> (エ) 50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満 <u>1,940,000</u> <u>円</u> (オ) 100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満 <u>2,260,000</u> <u>円</u> (カ)～(ク) 略 カ～シ 略
	略	略
略		

新旧対照表

○議案第60号 木更津市防災会議条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>木更津市防災会議条例</p> <p style="text-align: right;">昭和37年12月27日 条例第43号</p> <p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 前項の委員の定数は、<u>40人</u>以内とする。</p> <p>7・8 略</p>	<p>木更津市防災会議条例</p> <p style="text-align: right;">昭和37年12月27日 条例第43号</p> <p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 前項の委員の定数は、<u>35人</u>以内とする。</p> <p>7・8 略</p>

新旧対照表

○議案第61号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

新				旧			
特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 昭和40年3月30日 条例第8号				特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 昭和40年3月30日 条例第8号			
別表第3（第2条第1項・第5条第3項）  (単位：円)				別表第3（第2条第1項・第5条第3項）  (単位：円)			
職名	種別	報酬額		職名	種別	報酬額	
略				略			
火葬場事務嘱託員	日	死体火葬済の証明1件につき	100	火葬場事務嘱託員	日	死体火葬済の証明1件につき	100
埋火葬許可・火葬場使用許可事務嘱託員	日	埋火葬許可申請書1件につき	100			火葬場使用許可申請書1件につき	100
		火葬場使用許可申請書1件につき	100				
証明交付事務嘱託員	日	住民票の交付請求書1件につき	100	証明交付事務嘱託員	日	住民票の交付請求書1件につき	100
		印鑑登録証明申請書1件につき	100			印鑑登録証明申請書1件につき	100
略				略			

新旧対照表

○議案第62号 木更津市情報基本条例等の一部を改正する条例（第1条関係）

新	旧
<p>木更津市情報基本条例 平成15年3月21日 条例第2号</p>	<p>木更津市情報基本条例 平成15年3月21日 条例第2号</p>
<p>別表（第22条第8項）</p>	<p>別表（第22条第8項）</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>備考</p>	<p>備考</p>
<p>1 写しの作成に用いる用紙の規格は、<u>日本産業規格</u>A列3番までとする。</p>	<p>1 写しの作成に用いる用紙の規格は、<u>日本工業規格</u>A列3番までとする。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>

新旧対照表

○議案第62号 木更津市情報基本条例等の一部を改正する条例（第2条関係）

新		旧	
木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例 平成20年3月22日 条例第8号		木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例 平成20年3月22日 条例第8号	
別表第2（第8条第1項）		別表第2（第8条第1項）	
区分	手数料の額	区分	手数料の額
複写用紙（ <u>日本産業規格A4</u> ）白黒1枚につき	10円	複写用紙（ <u>日本工業規格A4</u> ）白黒1枚につき	10円
複写用紙（ <u>日本産業規格A3</u> ）白黒1枚につき	10円	複写用紙（ <u>日本工業規格A3</u> ）白黒1枚につき	10円

新旧対照表

○議案第62号 木更津市情報基本条例等の一部を改正する条例（第3条関係）

新	旧
<p>木更津市行政不服審査法施行条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年12月16日 条例第36号</p> <p>別表（第3条第1項、第9条第1項）</p>	<p>木更津市行政不服審査法施行条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年12月16日 条例第36号</p> <p>別表（第3条第1項、第9条第1項）</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">略</div> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 写しの作成に用いる用紙の規格は、<u>日本産業規格</u>A列3番までとする。</li> <li>2 略</li> </ol>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">略</div> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 写しの作成に用いる用紙の規格は、<u>日本工業規格</u>A列3番までとする。</li> <li>2 略</li> </ol>

新旧対照表

○議案第63号 木更津市税条例等の一部を改正する条例（第1条関係）

新	旧
<p>木更津市税条例</p> <p>昭和36年12月25日 条例第44号</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。</u></p> <p>6～8 略</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>同項に規定する給与等の支払者</u>（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p>2～5 略</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の3 <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者</u>（以下</p>	<p>木更津市税条例</p> <p>昭和36年12月25日 条例第44号</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5～7 略</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>同項の給与等の支払者</u>（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 略</u></p> <p>2～5 略</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の3 <u>所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</u>（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>同項の公的年金等の支払者</u>（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に<u>同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日</u></p>

この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) 略

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 略

(市民税に係る不申告に関する過料)

第36条の4 市民税の納税義務者が第36条の2第1項若しくは第3項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合又は同条第7項若しくは第8項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 略

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第83条 略

までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 略

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 略

(市民税に係る不申告に関する過料)

第36条の4 市民税の納税義務者が第36条の2第1項若しくは第3項の規定によつて提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合又は同条第7項若しくは第8項の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 略

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第83条 略

2 略

3 市長は、随時に賦課するものその他の特別の事情がある場合において前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

附 則

【特別土地保有税の課税の特例】

第13条の2 法附則第31条の4の2第1項に規定する条例で定める区域は、市の全部の区域とする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第13条の3 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第13条の8第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第13条の3の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第13条の6の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消し

2 略

附 則

【特別土地保有税の課税の特例】

第13条の2 法附則第31条の4の2第1項に規定する条例で定める区域は、市の全部の区域とする。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第13条の3 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

たことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第13条の8 略

2 略

3 自家用の3輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第14条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
---------	--------	--------

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第13条の8 略

2 略

【未施行条文：令和元年10月1日以降は平成31年条例第15号により下記の条文のとおりとなる。】

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第14条 法附則第30条に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
---------	--------	--------

第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第14条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自

第14条の2 削除

動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

新旧対照表

○議案第63号 木更津市税条例等の一部を改正する条例（第2条関係）

新	旧
<p>木更津市税条例</p> <p style="text-align: right;">昭和36年12月25日 条例第44号</p> <p>（個人の市民税の非課税の範囲）</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は<u>単身児童扶養者</u>（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>（軽自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>第14条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">略</div> <p>2～4 略</p> <p>5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、<u>自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>	<p>木更津市税条例</p> <p style="text-align: right;">昭和36年12月25日 条例第44号</p> <p>（個人の市民税の非課税の範囲）</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 障害者、未成年者、寡婦又は<u>寡夫</u>（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>（軽自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>第14条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">略</div> <p>2～4 略</p>

<p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第14条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第14条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 略</p>
---	---

新旧対照表

○議案第63号 木更津市税条例等の一部を改正する条例（第3条関係）

新	旧
<p>木更津市税条例等の一部を改正する条例 平成30年6月28日 条例第29号</p> <p>（木更津市税条例の一部改正）</p> <p>第1条 木更津市税条例（昭和36年木更津市条例第44号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第48条第1項中「による申告書」の次に「（第10項、<u>第11項及び第13項</u>において「納税申告書」という。）」を加え、同条に<u>次の8項</u>を加える。</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（<u>次項及び第12項</u>において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>11 略</p> <p>12 第10項の規定により行われた同項の申告は、<u>申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</u></p> <p>13 <u>第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる</u>と認められる場合において、<u>同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、</u></p>	<p>木更津市税条例等の一部を改正する条例 平成30年6月28日 条例第29号</p> <p>（木更津市税条例の一部改正）</p> <p>第1条 木更津市税条例（昭和36年木更津市条例第44号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第48条第1項中「による申告書」の次に「（第10項<u>及び第11項</u>において「納税申告書」という。）」を加え、同条に<u>次の3項</u>を加える。</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（<u>次項において「申告書記載事項」という。）</u>を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法<u>その他施行規則で定める方法</u>により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>11 略</p> <p>12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</p>

納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）～（3） 略

（4） 第2条中木更津市税条例第94条第3項の改正規定 令和元年10月1日

（5） 第1条中木更津市税条例第23条及び第48条の改正規定並びに次条第3項の規定 令和2年4月1日

（6） 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 令和2年10月1日

（7） 第1条中木更津市税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第34条の2

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）～（3） 略

（4） 第2条中木更津市税条例第94条第3項の改正規定 平成31年10月1日

（5） 第1条中木更津市税条例第23条及び第48条の改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日

（6） 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成32年10月1日

（7） 第1条中木更津市税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第34条の2

及び第34条の5の改正規定並びに同条例附則第3条の3の改正規定並びに次条第2項の規定 令和3年1月1日  
(8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 令和3年10月1日  
(9) 第5条の規定 令和4年10月1日  
(10) 略  
(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の木更津市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。  
2 前条第7号に掲げる規定による改正後の木更津市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。  
3 第1条の規定による改正後の木更津市税条例（次条及び附則第12条において「新条例」という。）第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第17項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第7条 平成30年10月1日から令和元年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第9条 令和2年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市

及び第34条の5の改正規定並びに同条例附則第3条の3の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日  
(8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 平成33年10月1日  
(9) 第5条の規定 平成34年10月1日  
(10) 略  
(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の木更津市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。  
2 前条第7号に掲げる規定による改正後の木更津市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。  
3 第1条の規定による改正後の木更津市税条例（次条及び附則第12条において「新条例」という。）第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第7条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第9条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市

<p>たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を令和2年11月2日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和3年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4・5 略 （手持品課税に係る市たばこ税）</p> <p>第11条 令和3年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を令和3年11月1日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和4年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4・5 略</p>	<p>たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4・5 略 （手持品課税に係る市たばこ税）</p> <p>第11条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4・5 略</p>
---	--

新旧対照表

○議案第63号 木更津市税条例等の一部を改正する条例（第4条関係）

新	旧
<p>木更津市税条例等の一部を改正する条例 平成31年3月21日 条例第15号</p> <p>（木更津市税条例の一部改正）</p> <p>第1条 木更津市税条例（昭和36年木更津市条例第44号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に改め、同条第2項及び第3項中「については」を「にあつては」に、「<u>第33号の4様式</u>」を「<u>第33号の4の2様式</u>」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改め、「場合には」の次に「、規則の定めるところにより」を加え、「次の各号に」を「次に」に改める。</p> <p>（木更津市法人市民税の特例に関する条例の一部改正）</p> <p>第2条 木更津市法人市民税の特例に関する条例（昭和55年木更津市条例第5号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第1項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改め、同項第1号中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改め、同項第2号中「100分の10.9」を「100分の7.2」に改める。</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、<u>令和元年10月1日</u>から施行する。 （軽自動車税に関する経過措置）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>令和2年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>令和元年度</u>分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 （身体障害者等に対する種別割の減免手続に関する特例）</p> <p>第4条 <u>令和2年度</u>における身体障害者等に対する種別割の減免に係る第90条第4項の規定の適用については、同項中「第1項の規定により種別割の減免を受けようとする年度の前の年度において同項の規定による種別割」とある</p>	<p>木更津市税条例等の一部を改正する条例 平成31年3月21日 条例第15号</p> <p>（木更津市税条例の一部改正）</p> <p>第1条 木更津市税条例（昭和36年木更津市条例第44号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に改め、同条第2項及び第3項中「については」を「にあつては」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改め、「場合には」の次に「、規則の定めるところにより」を加え、「次の各号に」を「次に」に改める。</p> <p>（木更津市法人市民税の特例に関する条例の一部改正）</p> <p>第2条 木更津市法人市民税の特例に関する条例（昭和55年木更津市条例第5号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第1項第1号中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改め、同項第2号中「100分の10.9」を「100分の7.2」に改める。</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、<u>平成31年10月1日</u>から施行する。 （軽自動車税に関する経過措置）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>平成32年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>平成31年度</u>分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 （身体障害者等に対する種別割の減免手続に関する特例）</p> <p>第4条 <u>平成32年度</u>における身体障害者等に対する種別割の減免に係る第90条第4項の規定の適用については、同項中「第1項の規定により種別割の減免を受けようとする年度の前の年度において同項の規定による種別割」とある</p>

のは「令和元年度において木更津市税条例等の一部を改正する条例（平成31年木更津市条例第15号）による改正前の木更津市税条例第90条第1項の規定による軽自動車税」と、「当該軽自動車等の減免を受けようとする年度」とあるのは「令和2年度」とする。

のは「平成31年度において木更津市税条例等の一部を改正する条例（平成31年木更津市条例第15号）による改正前の木更津市税条例第90条第1項の規定による軽自動車税」と、「当該軽自動車等の減免を受けようとする年度」とあるのは「平成32年度」とする。

新旧対照表

○議案第64号 木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>木更津市国民健康保険税条例</p> <p style="text-align: right;">昭和50年6月28日 条例第28号</p>	<p>木更津市国民健康保険税条例</p> <p style="text-align: right;">昭和50年6月28日 条例第28号</p>
<p>(課税額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（第1条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>51万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ 略</p>	<p>(課税額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（第1条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>58万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>58万円</u>とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>58万円</u>を超える場合には、<u>58万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>27万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>50万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ 略</p>

新旧対照表

○議案第65号 木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年9月27日 条例第18号</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないことができる。</u></p> <p>5 <u>前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）</u></p> <p><u>(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</u></p> <p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、<u>利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者</u>と</p>	<p>木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年9月27日 条例第18号</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、<u>乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者</u>として</p>

して市長が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

（連携施設に関する特例）

第45条 略

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附 則

1・2 略

3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条第1項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

（連携施設に関する経過措置）

4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

5・6 略

市長が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）附則第3項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

（連携施設に関する特例）

第45条 略

附 則

1・2 略

3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条第1項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

（連携施設に関する経過措置）

4 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

5・6 略

新旧対照表

○議案第66号 木更津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>木更津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年9月27日 条例第19号</p> <p>(職員)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>4・5 略</p> <p>附 則</p> <p>(職員に関する経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日から<u>令和2年3月31日</u>までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（<u>令和2年3月31日</u>までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</p>	<p>木更津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年9月27日 条例第19号</p> <p>(職員)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>4・5 略</p> <p>附 則</p> <p>(職員に関する経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日から<u>平成32年3月31日</u>までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（<u>平成32年3月31日</u>までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</p>

新旧対照表

○議案第67号 木更津市都市計画審議会条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>木更津市都市計画審議会条例</p> <p>平成12年3月25日 条例第10号</p> <p>(組織等)</p> <p>第2条 審議会は、委員<u>13人</u>以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市議会の議員 <u>3人</u>以内</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>3・4 略</p>	<p>木更津市都市計画審議会条例</p> <p>平成12年3月25日 条例第10号</p> <p>(組織等)</p> <p>第2条 審議会は、委員<u>15人</u>以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市議会の議員 <u>5人</u>以内</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>3・4 略</p>

新旧対照表

○議案第68号 木更津市火災予防条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>木更津市火災予防条例</p> <p style="text-align: right;">昭和37年6月25日 条例第24号</p> <p>(避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本産業規格</u>に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(設置の免除)</p> <p>第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次に掲げるときは、次に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。</p> <p>(1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が75度以下で種別が1種の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p><u>(6) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</u></p> <p><u>(7) 略</u></p>	<p>木更津市火災予防条例</p> <p style="text-align: right;">昭和37年6月25日 条例第24号</p> <p>(避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本工業規格</u>に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(設置の免除)</p> <p>第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次に掲げるときは、次に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。</p> <p>(1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が75度以下で<u>作動時間が60秒以内</u>の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p><u>(6) 略</u></p>

新旧対照表

○議案第69号 木更津市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

新	旧																				
<p>木更津市消防本部及び消防署の設置等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和58年3月29日 条例第6号</p> <p>(消防本部の名称及び位置)</p> <p>第3条 消防本部の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木更津市消防本部</td> <td>木更津市潮見二丁目1番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(消防署の名称、位置及び管轄区域)</p> <p>第4条 消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">名称</th> <th style="width: 33%;">位置</th> <th style="width: 33%;">管轄区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木更津市消防署</td> <td>木更津市潮見二丁目1番地</td> <td>木更津市全域</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	木更津市消防本部	木更津市潮見二丁目1番地	名称	位置	管轄区域	木更津市消防署	木更津市潮見二丁目1番地	木更津市全域	<p>木更津市消防本部及び消防署の設置等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和58年3月29日 条例第6号</p> <p>(消防本部の名称及び位置)</p> <p>第3条 消防本部の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木更津市消防本部</td> <td>木更津市潮見2丁目8番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(消防署の名称、位置及び管轄区域)</p> <p>第4条 消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">名称</th> <th style="width: 33%;">位置</th> <th style="width: 33%;">管轄区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木更津市消防署</td> <td>木更津市潮見2丁目8番地</td> <td>木更津市全域</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	木更津市消防本部	木更津市潮見2丁目8番地	名称	位置	管轄区域	木更津市消防署	木更津市潮見2丁目8番地	木更津市全域
名称	位置																				
木更津市消防本部	木更津市潮見二丁目1番地																				
名称	位置	管轄区域																			
木更津市消防署	木更津市潮見二丁目1番地	木更津市全域																			
名称	位置																				
木更津市消防本部	木更津市潮見2丁目8番地																				
名称	位置	管轄区域																			
木更津市消防署	木更津市潮見2丁目8番地	木更津市全域																			

## 木更津市新火葬場整備運営事業者選定評価結果

### 1. 内容審査結果

項目	浅沼組グループ	東亜建設工業グループ
施設整備業務等に関する事項	20.15 点	21.25 点
維持管理業務及び運営業務に関する事項	15.95 点	16.75 点
事業計画に関する事項	8.50 点	10.20 点
合 計	44.60 点	48.20 点

### 2. 価格審査結果

項目	浅沼組グループ	東亜建設工業グループ
入札価格	6,739,346,714 円	6,490,452,697 円
入札価格の得点	28.89 点	30.00 点

### 3. 総合評価値の結果

項目	浅沼組グループ	東亜建設工業グループ
提案内容の得点	44.60 点	48.20 点
入札価格の得点	28.89 点	30.00 点
合計（総合評価値）	73.49 点	78.20 点

### 4. 落札者

グループ名	東亜建設工業グループ
代表企業	東亜建設工業株式会社
構 成 員 (代表企業を除く)	富士建設工業株式会社 千葉ネスコ株式会社
協力企業	株式会社梓設計 有限会社荒井設計事務所 日立キャピタル株式会社

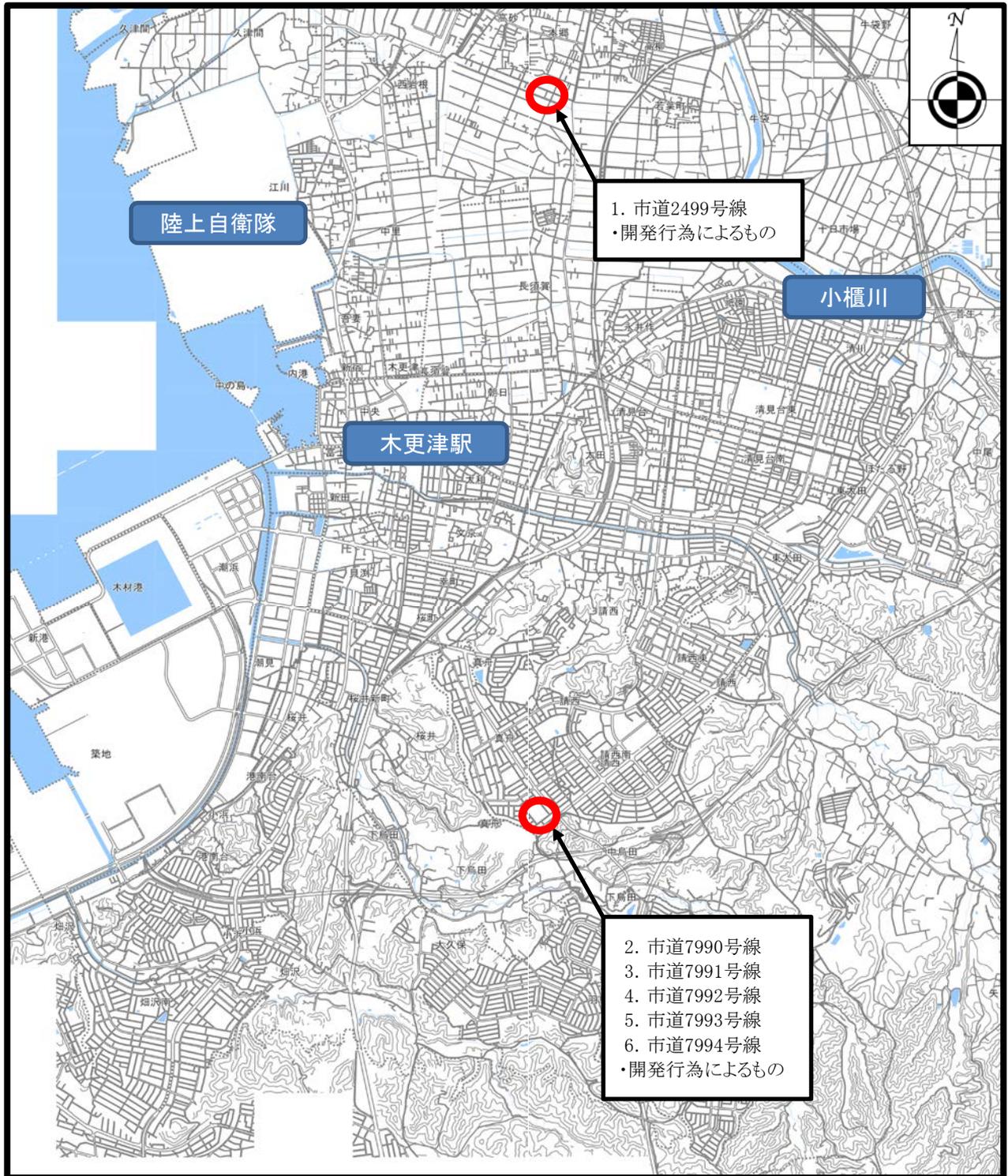
### 5. 事業者（特別目的会社）

事業者名	かずさまごころサービス株式会社
出資企業	東亜建設工業株式会社（出資比率70%） 富士建設工業株式会社（出資比率25%） 千葉ネスコ株式会社（出資比率5%）

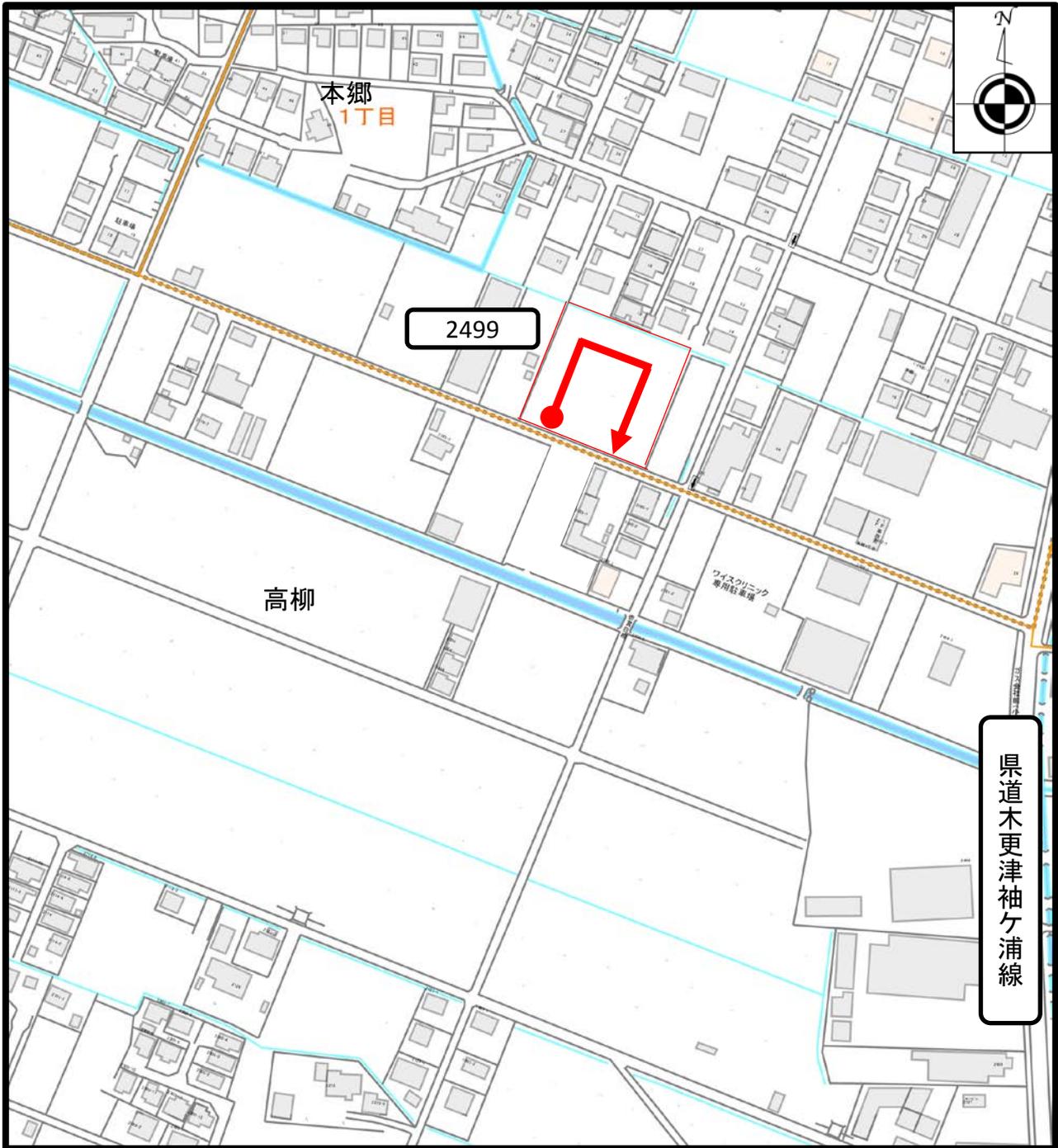
## 木更津市新火葬場整備運営事業者選定評価のうち内容審査結果一覧

審査項目	審査の視点	配点	浅沼組 グループ得点	東亜建設工業 グループ得点
<b>1 施設整備業務等に関する事項</b>		<b>31点</b>	<b>20.15</b>	<b>21.25</b>
(1) 配置計画、動線及び外構計画	ア 施設配置計画、外構計画、外観、外部動線計画	5点	2.75	4.50
	イ 既存施設（現火葬場）の跡地利用計画	2点	1.40	1.60
(2) 施設整備計画	ア ゾーニング計画、内部動線計画	4点	3.20	1.60
	イ 厳肅性、快適性、機能性	5点	3.50	3.25
	ウ 施設及び設備のメンテナンス性	2点	1.20	1.50
(3) 火葬炉設備計画	ア 火葬炉の性能	2点	1.40	1.50
	イ 運転操作性、維持管理性、更新性等	1点	0.70	0.70
	ウ 安全対策、非常時の対応	2点	1.10	1.20
(4) 運営支援設備計画	ア システムの性能	1点	0.55	0.55
(5) 環境への配慮	ア 省エネルギー、環境負荷低減	2点	1.30	1.30
(6) 防災計画	ア 災害時に対応可能な施設	2点	1.40	1.30
(7) 施工計画	ア 施工計画、施工方法、工事中の配慮事項等	3点	1.65	2.25
<b>2 維持管理業務及び運営業務に関する事項</b>		<b>25点</b>	<b>15.95</b>	<b>16.75</b>
(1) 維持管理体制	ア 実施体制、人員配置等	2点	1.40	1.30
(2) 維持管理計画	ア 個別業務（火葬炉以外）の提案	2点	1.10	1.10
	イ 火葬炉の維持管理計画	2点	1.30	1.20
	ウ 施設の長寿命化、大規模修繕、長期の修繕計画	3点	2.25	1.95
	エ 事業期間終了にかかる対応	2点	1.50	1.30
(3) 運営体制	ア 実施体制、人員配置等	4点	2.80	2.60
(4) 運営計画	ア 個別業務の提案	4点	2.20	3.20
	イ ミス・トラブルの未然防止策やセルフモニタリングの提案	4点	2.00	2.80
	ウ 光熱水費や使用燃料の節約方法の提案	2点	1.40	1.30
<b>3 事業計画に関する事項</b>		<b>14点</b>	<b>8.50</b>	<b>10.20</b>
(1) 基本方針及び実施体制	ア 基本方針及び実施体制	2点	1.40	1.30
(2) 長期収支の安定性	ア 資金調達計画及び長期収支計画	2点	1.30	1.40
	イ 財務の健全性及び安全性	2点	1.10	1.40
(3) リスク管理	ア リスクの管理・対応等	3点	1.95	2.10
(4) 地域貢献	ア 地域経済への貢献	3点	1.65	2.40
	イ 地域コミュニティへの貢献	2点	1.10	1.60
提案内容の得点		<b>70点</b>	<b>44.60</b>	<b>48.20</b>

# 認定する市道路線の位置図



# 1. 市道2499号線

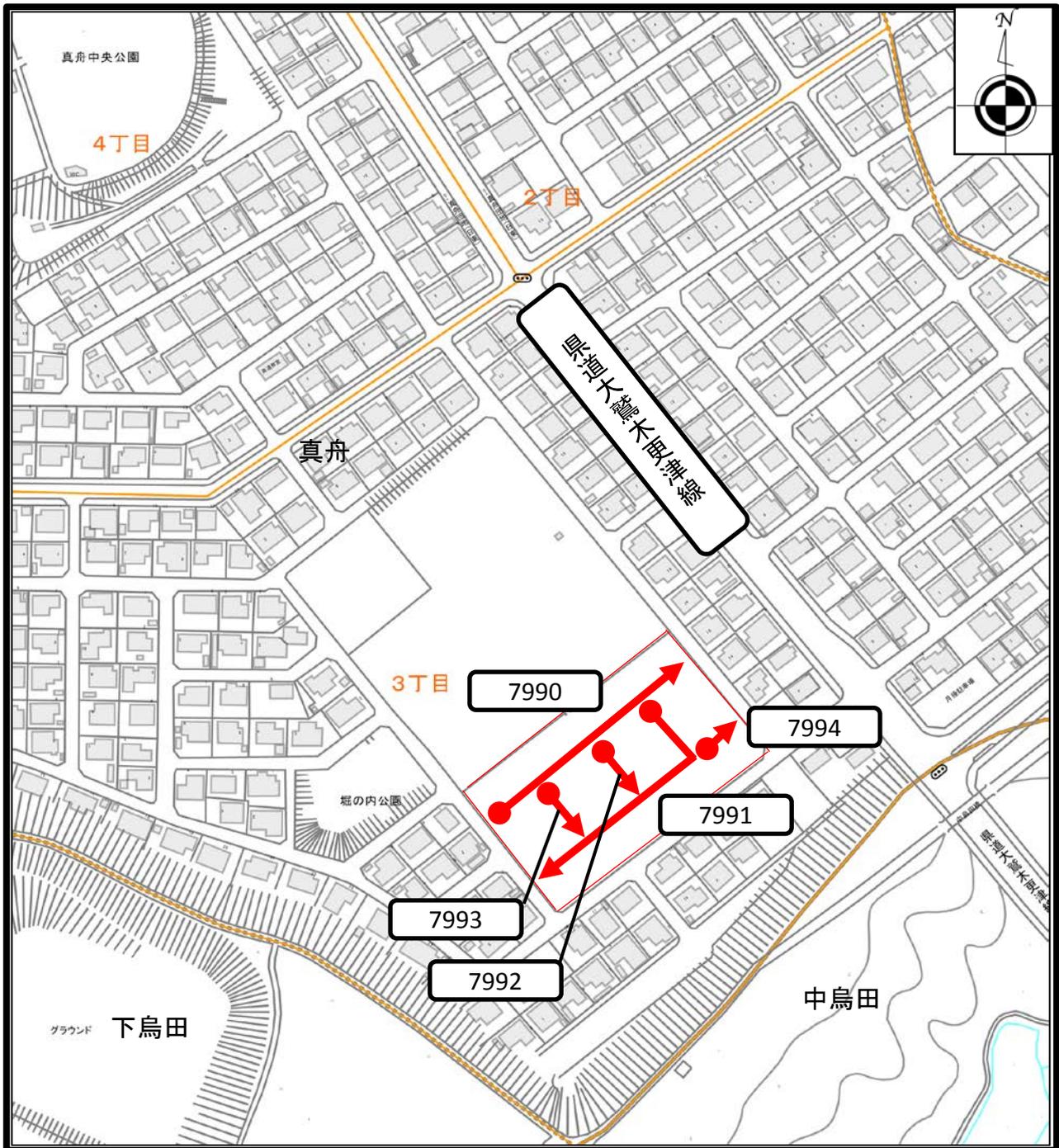


整理番号	市道番号	延長	最小幅員	最大幅員
1	2499	99.0	6.0	10.2

(単位：メートル)

- 起点
- ▲ 終点

2～6. 市道7990号線～市道7994号線



整理番号	市道番号	延長	最小幅員	最大幅員
2	7990	115.0	6.0	10.0
3	7991	169.0	6.0	10.0
4	7992	70.0	6.0	10.0
5	7993	70.0	6.0	10.0
6	7994	16.0	4.0	4.0

(単位：メートル)

● 起点  
▲ 終点

新旧対照表

○議案第72号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

新		旧	
別表第1（第2条関係） 千葉市（中略） <u>長門川水道企業団 国保国吉病院組合</u> （中略） 千葉県後期高齢者医療広域連合		別表第1（第2条関係） 千葉市（中略） <u>長門川水道企業団 香取市東庄町病院組合 国保国吉病院組合</u> （中略） 千葉県後期高齢者医療広域連合	
別表第2（第3条第1項関係）		別表第2（第3条第1項関係）	
共同処理する事務	共同処理する団体	共同処理する事務	共同処理する団体
第3条第1項第1号に掲げる事務	銚子市（中略） <u>長門川水道企業団 国保国吉病院組合</u> （中略） 南房総広域水道企業団	第3条第1項第1号に掲げる事務	銚子市（中略） <u>長門川水道企業団 香取市東庄町病院組合 国保国吉病院組合</u> （中略） 南房総広域水道企業団
略	略	略	略
第3条第1項第3号に掲げる事務	銚子市（中略） <u>長門川水道企業団 国保国吉病院組合</u> （中略） 千葉県後期高齢者医療広域連合	第3条第1項第3号に掲げる事務	銚子市（中略） <u>長門川水道企業団 香取市東庄町病院組合 国保国吉病院組合</u> （中略） 千葉県後期高齢者医療広域連合
略		略	
第3条第1項第11号に掲げる事務	銚子市（中略） <u>鋸南町 国保国吉病院組合</u> （中略） 千葉県後期高齢者医療広域連合	第3条第1項第11号に掲げる事務	銚子市（中略） <u>鋸南町 香取市東庄町病院組合 国保国吉病院組合</u> （中略） 千葉県後期高齢者医療広域連合
略		略	